

重要事項説明書

(予防型通所介護サービス・地域密着型通所介護事業)

この「重要事項説明書」は、指定居宅サービス等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 8 条の規定、鹿児島市長の定める規定に基づき、地域密着型通所介護及び予防型通所介護サービス契約締結に際して、事業所が予め説明しなければならない内容を記したものです

第1条 （事業の目的）

社会福祉法人 愛心会が開設する デイサービス桜の苑（以下「事業所」という）が行う地域密着型通所介護・予防型通所介護サービス事業（以下「サービス」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員又は看護師又は介護職員、機能訓練指導員（以下「従業者」という）が、要介護状態又は要支援状態にある利用者（以下「利用者」という）に対し、適切な事業を提供することを目的とする

第2条 （運営方針）

- 1 事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図るものとする
- 2 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画に行う
- 3 従業者は、自らその提供の質の評価を行い、常にその提供の質の評価を行い、常にその改善を図るものであること
- 4 サービスの提供に当たっては規定する地域密着型通所介護、予防型通所介護サービス計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活に資するよう、妥当適切に行う
- 5 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいよう指導又は説明を行うこととする
- 6 サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の目的な把握に努め、利用者に対するサービスの提供をできる体制を整えることとする
- 7 従業者は運動機能検査、作業能力検査を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえてリハビリテーションの目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した地域密着型通所介護、予防型通所介護サービス計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明する
- 8 従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護、予防型通所介護サービス計画に従ってサービスの実施状況及びその評価を介護記録に記載する

第3条 （事業所の概要）

法人名 社会福祉法人 愛心会
代表社名 義山 正浩
法人所在地 鹿児島県鹿児島市下福元町 9057 番地
設立年月日 平成 3 年 12 月 6 日
実施事業 介護保険事業

第 4 条 （通所介護事業所の概要）

事業所名 デイサービス桜の苑
事業所所在地 鹿児島県鹿児島市下福元町 9073 番地 2
事業所連絡先 TEL099-210-8515
FAX099-210-8525
指定番号 4690101953（介護） 4670108622（予防）
事業の実施地域 鹿児島市

第 5 条 （営業日及び営業時間）

営業日 月曜日から土曜日（日曜日・年末年始 12/31～1/3 までは休業）
営業時間 8：00～17：00
サービス提供時間 9：00～16：15

第 6 条 （利用定員）

当事業所の利用定員は 10 名と致します

第 7 条 （事業所の職員体制）

職種	業務内容	人員数
管理者	管理者は、事業所の管理及び業務の管理を一元的におこなうとともに、自らも指定通所介護の提供に当てるものとする。介護報酬等必要な事務を行う	1 名 （常勤）
生活相談員	生活相談員又は、介護職員又は、機能訓練指導員は通所介護の提供にあたるものとする	1 名以上（常勤・非常勤）
介護職員		介護助手 1 名以上
機能訓練指導員		1 名

第 8 条 （サービスの内容）

(1) 送迎

- (2) 健康チェック
- (3) 生活相談等
- (4) レクリエーション
- (5) 機能訓練
- (6) 入浴サービス
- (7) 食事提供

※上記のうち、利用者に必要と認められるサービスを提供いたします

第9条 （地域密着型通所介護・介護予防通所介護計画）

- 1 当事業所は、サービス担当者介護等を通じ、利用者の心身及び生活の状況を調査し、利用者及びそのご家族と協議して地域密着型通所介護計画、予防型通所介護サービス計画を作成するものとします
- 2 地域密着型通所介護計画書は、居宅サービス計画に沿って作成し、予防型通所介護サービス計画書は予防型通所介護サービス計画に沿って作成します
- 3 当事業所は、地域密着型通所介護計画及び予防型通所介護サービス計画の作成につき、その内容について利用者又はご家族に対し説明を行い、同意をいただくと共に交付するものとします
- 4 当事業所は、地域密着型通所介護計画及び予防型通所介護サービス計画に沿って計画的にサービスを提供するものとします
- 5 当事業所は、利用者の要望等により計画の変更又は中止の必要がある場合、状況調査等を踏まえて協議し医師又は居宅介護支援事業所等の助言、指導に基づき計画の変更又は中止するものとします

第10条 （サービス提供の記録）

- 1 当事業所は、サービスを提供した際、提供日及び内容等必要な事項を書面に記載するものとします
- 2 当事業所は、サービスを提供した際、具体的に実施したサービス内容等を記録し、利用者又はその家族による確認を受けるものとします。また、利用者からの申し出があった場合には、文章の交付等その適切な方法により、その情報を利用者に対して提供いたします

第 11 条 （サービス利用に当たっての留意事項）

- 1 サービスの利用に当たって、利用者は必ず要介護認定又は要支援認定の受給資格、火保険者証を提示する
- 2 サービスの利用に当たり利用者は、従業者に対し病名の既往歴、現在の病名、状態等の報告をし、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する

第 12 条 （利用者料・その他の費用）

サービス提供時間	要介護度	利用料金	利用者負担額
3 時間以上 4 時間未満	要介護 1	4160 円/日	介護保険負担割合証に基づく
	要介護 2	4780 円/日	
	要介護 3	5400 円/日	
	要介護 4	6000 円/日	
	要介護 5	6630 円/日	
4 時間以上 5 時間未満	要介護 1	4360 円/日	介護保険負担割合証に基づく
	要介護 2	5010 円/日	
	要介護 3	5660 円/日	
	要介護 4	6290 円/日	
	要介護 5	6950 円/日	
5 時間以上 6 時間未満	要介護 1	6570 円/日	介護保険負担割合証に基づく
	要介護 2	7760 円/日	
	要介護 3	8960 円/日	
	要介護 4	10130 円/日	
	要介護 5	11340 円/日	
6 時間以上 7 時間未満	要介護 1	6780 円/日	介護保険負担割合証に基づく
	要介護 2	8010 円/日	
	要介護 3	9250 円/日	
	要介護 4	10490 円/日	
	要介護 5	11720 円/日	
7 時間以上 8 時間未満	要介護 1	7530 円/日	介護保険負担割合証に基づく
	要介護 2	8900 円/日	
	要介護 3	10320 円/日	
	要介護 4	11720 円/日	

	要介護 5	13120 円/日	
--	-------	-----------	--

予防通所介護サービス

要支援度	利用料金	利用者負担額
要支援 1	17980 円 / 月	介護保険負担割合証に基づ く
要支援 2	36210 円 / 月	

加 算

加 算	利用料金	利用者負担額
入 浴	400 円 / 回	介護保険負担割合証に基づ く
介護職員処遇改善加算 II	所定単位 90/1000 月	

共 通 実 費

共通実費	利用者負担額
食事費用	400 円 / 回

- 1 サービスを提供した際の利用者の負担額は、介護保険負担割合証に基づく金額とします
- 2 契約期間中、介護保険法その他法令改定により利用料に変更があった際は、改定後及びその費用について記載した領収書を交付します
- 3 利用者等の支払いを受けた際は、利用者又はその家族に対し、利用者及びその費用について記載した領収書を交付します

第 13 条 （お支払い方法）

- 1 利用料は、その他の費用は利用者負担にある援助業務提供ごとに計算し、利用のあった月の合計金額により請求いたします
- 2 請求書は、利用明細を添えて利用のあった月の 20 日までに利用者あてにお届けします。ただし請求のない月はお届けしません
- 3 現金払いにて、請求翌月 30 日までにお支払いください

第 14 条 （事故発生時の対応）

- 1 サービス提供中に緊急事態が発生した場合、利用者の主治医及び予め指定する連絡先にも連絡します

- 2 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします
- 3 当事業者は、の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとします
- 4 当事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとします

第 15 条 （非常災害対策）

- 1 当事業者は非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震時の災害に対処するための計画書を作成し、防火管理者を責任者として年 2 回定期的に避難救出その他必要な訓練を行うものとします

第 16 条 （衛生管理）

- 1 利用者の利用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めると共に、衛生上必要な措置を講じるものとします
- 2 事業所において感染症が発生し、蔓延しにように必要な措置を講じる共に、必要性に応じ保健所の助言、指導を求めるものとします

第 17 条 （虐待防止の為の措置）

- 1 当事業所は、利用者の人格を尊重し利用者が従業者から虐待を受けることのないよう責任者を配置する等その防止に必要な措置を講じるものとします。又、利用者が従業者から虐待を受ける恐れがあると判断した際は、関係市町村へ通報する等の必要な措置を講じるものとします

第 18 条 （身体拘束）

- 1 事業者は、当該利用者又は、他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体拘束その他の行動を制限する行為を行わない。
- 2 やむを得ず前項の身体拘束をを行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等、記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取扱いにより行うものとし、その実施状況を 20 条 2 項の運営推進会議に報告する。

第 19 条 （感染症予防及びまん延防止のための措置）

事業者は、事業所内での感染症の発生及びまん延防止のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ・感染症の発生及びまん延防止を啓発・普及するための研修や訓練の実施を定期的に行い、研修を通じて、感染症対策の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ・感染症の発生及びまん延防止のための指針を定めます。
- ・感染症の発生及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底いたします。

第20条 （記録の整理）

- 1 当事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整理しておくものとします。又、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整理して、その完結の日から5年間保存します。諸記録に関しましては利用者若しくは連帯保証人の要請に応じ、所定の手続きによりこれらを開示し、被写物の交付を行います
 - 地域密着型通所介護計画（介護予防通所介護サービス計画）
 - 提供したサービスの内容等の記録
 - 市町村への通知に係る記録
 - 苦情の内容等の記録
 - 事故の状況及び事故にさいして対応した処置等の記録
 - 運営推進会議への報告、評価、要望、助言等の記録

第21条 （苦情・相談窓口の設置）

- 1 サービスに関する苦情、相談については、下記窓口にて対応します。苦情等については真摯に受け、誠意をもって解決に臨み、内容に関しては記録保存し、サービスの向上に努めます
- 2 当事業所は、提供したサービスに関し、市町村が行うその他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村からの質問、照会に応じ、利用者からの苦情等に関して実施される調査に協力すると共に、指導、助言に速やかに対処します
- 3 当事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情等に関し、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力すると共に、指導、助言を受けた場合は当該指導、助言に従い必要な改善を行います。又、求めがあった際には、改善内容を報告します

デイサービス桜の苑 (事業所窓口)	鹿児島県鹿児島市下福元町 9073-2 TEL 099-210-8515 FAX 099-210-8525 8:00 ～ 17:00 (日曜日休み)
----------------------	---

	担当 高橋 洋揮
鹿児島市役所 健康福祉局 (市町村窓口)	鹿児島県鹿児島市山下町 11-1 TEL 099-216-1280 FAX 099-219-4559 8:30 ～ 17:15 担当 介護保険課 介護相談室
国民保健団体連合会 (公共団体の窓口)	鹿児島県鹿児島市鴨池新町 6-6 TEL 099-213-5122 FAX 099-213-0817 9:00 ～ 17:00 担当 介護保険課 介護相談室
鹿児島県社会福祉協議会事務局 (公共団体の窓口)	鹿児島県鹿児島市鴨池新町 1-7 県社会福祉センター5 階 TEL 099-286-2200 FAX 099-257-5707 9:00 ～ 16:00 担当 長寿社会推進部福祉サービス運営適 正委員会

第 22 条 「第三者評価の実施事項 なし」

第 23 条 (個人情報の使用及び秘密の保持)

- 1 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供上知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する業務は、当該従業者退職後及び利用者との契約が終了した後も継続します
- 2 事業者は、利用者から予め文章で同意を得ない限りサービス担当者会議において利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いりませぬ。事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします
- 3 当事業所は、利用者及びそのご家族の個人情報に関して、利用者から開示又は訂正の要求がある場合には、所定の方法に従い開示又は訂正するものとします
デイサービス桜の苑は、お客様またはそのご家族に対し、本サービス重要事項説明書により重要事項及び第 20 条に定める個人情報の使用等について説明を行い同意の上交付

しました

説明日 令和 年 月 日

開 設 者	〒891-0144 鹿児島県鹿児島市下福元町 9057 社会福祉法人 愛心会 理事長 義山 正浩
事 業 者	〒891-0144 鹿児島県鹿児島市下福元町 9073-2 デイサービス桜の苑 管理者 高橋 洋揮

指定介護福祉施設サービスの提供に関し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者職名 _____ 氏名 _____

重要事項及び個人情報の使用等について説明を同意の上受領しました

利用者住所 _____

氏 名 _____

ご家族住所 _____

氏 名 _____